シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬 【令和6・7年度対応】【Newレイアウトver】
書籍名	vol.1 薬剤調製料編

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.24	P.9	上段	『調剤報酬点数表』を使って料金を計算し、	『指定』を受けることで、『調剤報酬点数表』を使って料金を計算し、
R6.9.24	P.9	中段	厚生労働省の出先機関である『厚生局』	厚生労働省の地方の出先機関である『厚生局』
R6.9.24	P.10	上段	イメージ：処方箋を受け付けてからの薬局の業務を順に追ってみていくと…	イメージ：処方箋を受け付けてからの薬局の業務を順に追ってイメージしていこう。
R6.9.24	P.11	上段	イメージ：処方箋を受け付けてからの薬局の業務を順に追ってみていくと…	基本的なイメージは令和4年改定前と同じです。
R6.9.24	P.32	上段	『内服薬』・『外用薬』に関しての調剤料に関して	『内服薬』・『外用薬』の調剤料に関して
R6.9.24	P.41	上段	▸まとめ 『調剤管理料』の種類	▸まとめ 『調剤管理料』の種類と点数
R6.9.24	P94	中段	［免許の有効期間］：免許日から翌年の12月31日まで。	［免許の有効期間］：免許日から翌年の12月31日まで。 ⇒つまり、2年ごとに免許の更新をしていく必要がある。